

行政文書非公開決定通知書

30 観 M 第 157 号
平成 30 年 11 月 21 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年11月12日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	カジノを中核とする統合型リゾート（IR）に関し、名古屋市が2018年7月30日～11月11日に業者に対して行ったヒアリングの内容がわかるもの
公開しない理由	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号及び第4号及び第5号及び第6号に該当</p> <p>IRの誘致については市としてまだ方針を検討している段階であり、公開請求のあった行政文書を公にすることにより未確定の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあります。また、IRについては国がまだ実施方針を示しておらず相手方法人としても正式に方針を決定していないなかで聴取した内容を公にすると、相手方法人の今後の事業運営に支障を及ぼすおそれがあります。また、当該ヒアリングは非公式・非公開という条件のもと相手方の了解を得て実施されたものであり、その内容を公開することにより相手方との信頼関係が損なわれ、今後市政への協力を得られなくなり、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあります。</p> <p>以上の理由から、当該文書は非公開とします。</p>
備考	<p><決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局観光交流部MICE推進室 TEL 052-972-3174</p>

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

行政文書非公開決定通知書

30 観 M 第 158 号
平成 30 年 11 月 21 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年11月12日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	カジノを中核とする統合型リゾート（IR）に関し、名古屋市が2018年7月30日～11月11日に業者に対して行ったヒアリング時の配布資料
公開しない理由	当該ヒアリングは市長が当日その場で自身の関心事項について業者に対して質問し意見を求めたものであり、資料の配布は行っておらず、公開請求に係る行政文書を作成していないため。
備考	＜決定を行った所管課・公所＞ 観光文化交流局観光交流部MICE推進室 TEL 052-972-3174

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。